

20210508_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 26：コミュニティ隔離措置の変更（5月6日発表））

【ポイント】

- 5月6日、フィリピン政府は、フィリピンの一部地域におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。
- ビサヤ地方においては、東ビサヤ地域のタクロバン市のみ変更されました。

【本文】

1 5月6日、フィリピン政府は、フィリピンの一部地域におけるコミュニティ隔離措置を次のとおり変更することを発表しました。

- (1) 5月14日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域
 - ・地域9（サンボアンガ半島地域）：サンボアンガ市
- (2) 5月31日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）」を課す地域
 - ・地域8（東ビサヤ地域）：タクロバン市

【関連情報】

- ・ IATF 決議第 114-A 号（コミュニティ隔離措置の変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210506-IATF-Resolution-114-A-RRD.pdf>

- ・ 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス(PCOO)（5月7日大統領報道官ニュースリリース）

https://pcoo.gov.ph/news_releases/zamboanga-city-placed-under-mecq-tacloban-city-is-now-mgcq/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

- 日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0)

0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてくだ

さい（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuphemb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html